

地域農業の 人と農地の 問題解決に向けて

人・農地プランの話し合いを通じて
農地中間管理機構を活用しましょう

農林水産省

目標とする姿

- 担い手が十分にいる。若い人もいて、年齢構成のバランスがとれている。
- 担い手が、まとまった農地を効率的に利用している。
- 耕作放棄地はない。

人と農地の問題解決に向け、 行動を起こしましょう!

- 全国では、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、5年後、10年後の展望が描けない集落・地域が増えています。皆さんの地域はいかがでしょうか？
- 人と農地の問題を解決するには、地域の皆さんの徹底した話し合いが必要です。

これが、**人・農地プラン**です。

P. 2へ

人・農地プランは毎年話し合って見直しましょう。

- 人・農地プランを作成しやすくするために、「信頼できる農地の中間的受け皿」を整備することとしました。

これが、**農地中間管理機構**です。

P. 8へ

- 人・農地プランや農地中間管理機構をうまく活用すれば、いろいろな**メリット**があります。

P. 10へ

I 人・農地プラン

- 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「**未来の設計図**」です。
- **集落・地域で徹底的に話し合いを行って**、「人・農地プラン」の作成・見直しを進めましょう。
- 人・農地プランは、**毎年話し合って見直すことが大切**です。
 - ・1年経てば皆さんも1歳年を取るなど、地域の農業をめぐる状況は変わってきます。
 - ・毎年話し合いを継続し、地域の将来展望が描ける「より良いプラン」にしていくことが重要です。

☆ 人・農地プランでは、次のことを決めていただきます。

- ① 今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- ② ①からみて、地域の担い手は十分確保されているか

- ③ 将来の農地利用のあり方
- ④ **③に向けての農地中間管理機構の活用方針**
- ⑤ 近い将来の農地の出し手の状況
(誰が、いつ頃、どのくらい出す意向か)

- ⑥ 地域農業のあり方
(生産品目、経営の複合化、6次産業化、等)

参考様式はP. 6、7へ

1 人・農地プランの記載例

担い手の農地が分散錯綜している地域の記載例

担い手の高齢化が進展、後継者が不足している地域の記載例

2. 地域における担い手の確保状況		十分確保されている	担い手がない
3. 将來の農地利用のあり方	担い手に集積・集約化する	○	
	担い手の分散錯縦を解消する	○	
	新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する		○
	耕作放棄地を解消する		○
4. 農地中間管理機構の活用方針	地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	○
	農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	○
	担い手の分散錯縦を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	○

2 人・農地プラン作成の一般的な手順

市町村の 関係機関の準備

- ・ 地域内の農業者に対してアンケート等を実施し、地域農業の状況、将来の意向等を確認しましょう。

(人・農地プランに関するアンケートの設問例)

詳細はP. 4へ

集落・地域 の将来	Q 10年後にどのようにになっていると思いますか。
	Q 中心となる経営体(個人・法人・集落営農)がいますか。
	Q 新規就農、新規参入が必要だと思いますか。
自己の経営 の将来	Q 地域の中でどういう位置づけだと思いますか。
	Q 今後の経営をどうしますか。
	Q 農地の出し手となる場合、農地中間管理機構に貸し付けますか。

集落・地域における話し合い

- ・ 農業法人、青年、女性、新規就農者、新規参入者、を含め多くの方に参加し、発言してもらいましょう。
- ・ そのためにも、話し合いの日程・場所はあらかじめ公表しましょう。
- ・ 予め分かっている新規参入希望者には、個別に連絡しましょう。

地域の農業事情に応じて進めて下さい。

- 担い手がいる場合は、必ず参加してもらい、地域農業の将来像をどう描くかを話し合いましょう。
- 農地が錯綜している場合は、関係者がそろって参加し、利用権の交換について話し合いましょう。
- 担い手が十分でない場合は、近隣の地域の担い手、新規就農、新規参入の希望者にも積極的に参加してもらいましょう。

市町村による 検討会の開催

- ・ 市町村は、話し合いを踏まえて人・農地プラン原案を作成し、検討会にかけて原案の妥当性等を審査します。

(検討会メンバー)
地域農業再生協議会のメンバーのほか、必ず大規模個別経営、法人経営者、集落営農の代表者等が出席
(メンバーの概ね3割は女性)

市町村が人・農地プランを
正式決定し、公表

毎年プランを
見直し

(人・農地プランのアンケートの例)

地域農業の将来（人と農地の問題）に関するアンケート調査 (イメージ)

○○市

この地域の農業に関して、みんなで考えましょう。

- ◇ 全国の農業をめぐる状況をみると、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えています。皆さんの集落・地域はいかがでしょうか。
- ◇ この集落・地域に暮らす農家の皆さんに、農業の将来、特に、どのような経営体が中心となって地域農業を引っ張っていくのか、どうやって中心となる経営体に農地を集めしていくのか、といった「人と農地の問題」について、真剣に考えていただきたいと思います。
- ◇ 今後、この集落・地域の皆さんに話し合っていただく予定ですが、このアンケートはその際の参考資料を準備するためのものです。あなたの家の経営主だけでなく、奥さん、息子さん、お嫁さんなど、農業に関わっている方がお一人ずつ回答して下さい。（該当欄に「○」を記入して下さい。）

Q 1 あなたの集落・地域の農業（人と農地）は、放っておくと10年後にどのようにになっていると思いますか。

- ① 問題ない状態（耕作放棄地は発生せず、各世代の農業者によって持続的な農業が営まれている）
- ② 次のような問題を生じている
 - [問題と思われる課題を回答して下さい。(複数回答可)]
 - ②-(1) 農地が利用されず耕作放棄地が増加する
 - ②-(2) 地域を支える安定した経営体（個人・法人・集落営農）がいない
 - ②-(3) 若年の農業者が減少し、高齢化が一層進む

Q 2 あなたの集落・地域には、現在、今後の地域農業の中心となる経営体（個人・法人・集落営農）がいますか。

- ① 次のような経営体がいる
 - [いると思う経営体を選択して下さい。(複数回答可)]
 - ①-(1) 個人経営
 - ①-(2) 法人経営
 - ①-(3) 集落営農
- ② いない

Q 3 あなたの集落・地域の農業（人と農地）を持続可能なものとするために、今後どうしたらよいと思いますか。

- ① 何もしなくてよい
- ② 存在する地域の中心となる経営体（個人・法人・集落営農）に農地を集積し、そこに青年就農者（新たに就農する若い人）が参加していくことが必要
 - [集積の対象として適当と思う経営体を選択して下さい。(複数回答可)]
 - ②-(1) 個人
 - ②-(2) 法人
 - ②-(3) 集落営農
- ③ 今後、地域の中心となる経営体を創出し、そこに農地を集積したり、青年就農者が参加したりすることが必要
 - [地域の中心となる経営体の候補を選択して下さい。(複数回答可)]

- ③-(1) 集落内の個人
- ③-(2) 集落内の法人
- ③-(3) 集落営農
- ③-(4) 集落外の個人・法人
- ③-(5) 一般企業

Q 4 あなたの集落・地域に青年就農者（新たに就農する若い人）が入ってくる必要があると思いますか。

- ① 特に必要ない（既に必要数の青年農業者がいる）
- ② 現在は必要としていないが、将来を考え早い段階で確保する必要がある
 - ②-(1) 青年就農者の候補はいる
 - ②-(2) 青年就農者の候補はいない
- ③ 今すぐ確保する必要がある
 - ③-(1) 青年就農者の候補はいる
 - ③-(2) 青年就農者の候補はいない

Q 5 あなた自身の経営（個人・法人・集落営農）は、地域の中でどういう位置付けだと思いますか。

- ① 地域の中心となる経営体である
- ② 今は地域の中心となる経営体ではないが、将来的には目指していく考え
- ③ 今は地域の中心となる経営体ではなく、将来的にも考えていない

Q 6 あなた自身の経営（個人・法人・集落営農）を今後どうしていくおつもりですか。

【Q 6-1 農地に対する考え方】

- ① 農地の受け手となり規模を拡大していく
- ② 現状維持
- ③ 農地の出し手となる

- ③-(1) 農地中間管理機構に貸し付ける
- ③-(2) 農地中間管理機構には貸し付けない

【Q 6-2 後継者に対する考え方】

- ① 後継者の目処はついている

[後継者の候補を選択して下さい。]

- ①-(1) 経営主の家族
- ①-(2) 法人の役職員
- ①-(3) 集落営農の構成員
- ①-(4) その他

- ② 後継者の目処はついていない

【Q 6-3 今後のご自身の経営に対する考え方】

[今後必要と考える取組を選択して下さい。（複数回答可）]

- ① 農地の規模拡大
- ② 生産コストの低減
- ③ 経営の複合化（新たな作物の導入など）
- ④ 6次産業化・高付加価値化（加工や直販など）
- ⑤ 現状維持

(人・農地プランの参考様式)

人・農地プラン

市町村名	集落／地域名	当初作成年月	更新年月(1回目)	更新年月(2回目)	更新年月(〇回目)

1. 今後の地域の中心となる経営体(担い手)

属性	経営体 (氏名)	経営者・ 代表者の 年齢	構成員 (従業員)	後継者の有 無	現状 〔平成〇〇年度〕		計画 〔平成〇〇年度〕		農地中間 管理機構 からの借 入希望の 有無	新規就農・ 6次産業化・ 高付加価値化・ 複合化・ 低コスト化・ 法人化等の取組	取組年 度	活用が見込まれる施策		
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)				青年就農給付金(開始型)	一括貸付金利負担軽減措置	経営体育成支援事業
認農法	A法人 (a氏)	才	2 (5)	名				ha	○					
集	B集落営農組合 (b氏) 認農：c氏 認農：d氏	才	22 (15)	名				ha	○					
認就	E氏	才	3 (1)	名				ha	○					

【記載上の注意】

- ※「今後の地域の中心となる経営体」には、規模拡大による経営の効率化、6次産業化による農畜産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化など地域農業の発展を牽引する経営体や将来こうした役割を担うであろう新規就農者等を記載します。また、認定農業者、大規模経営体、農業法人及び広域で営農する農業者がいれば、それらの経営体の意向を確認した上で、地域の中心となる経営体として位置づけます。
- ※「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定就農者は「認就」と記載します。
- ※「経営体(氏名)」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認：氏名」を記載します。
- ※「計画欄については、現状から概ね5年程度を記載する。(以下の計画欄についても同じ。)
- ※「新規就農・6次産業化等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。
- ※「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金(経営資源有効活用対策事業)、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。
- ※「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

1を踏まえて該当するものに○

2. 1から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている／担い手はあるが十分ではない／担い手がない

3. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	該当する取組事例に「○」を記入(複数可)
担い手に集積・集約化する		
担い手の分散錯園を解消する		
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する		
耕作放棄地を解消する		
その他 [右欄に自由に記載]		

4. 3についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		
担い手の分散錯園を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		
その他 [右欄に自由に記載]		

該当する取組事例に「○」を記入(複数可)

5. 近い将来農地の出し手となる者と農地

[国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。]

若い将来農地の 出し手となる農業者 (氏名)	年齢	現状 〔平成〇〇年度〕		計画 〔平成〇〇年度〕		利用しなくな る 農地面積	農地中間管理機構への貸付け希望の有無		
		経営内容 (作目)	経営規模の合計 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模の合計 (ha、頭数等)		農地面積	貸付時期	
	才		ha		ha	ha	ha	ha	
	才		ha		ha	ha	ha	ha	
	才		ha		ha	ha	ha	ha	
	才		ha		ha	ha	ha	ha	
	才		ha		ha	ha	ha	ha	

※ 筆ごとの具体的な貸付等の計画がある場合は、「別紙:近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

6. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方(地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて)

取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化		
複合化		
6次産業化		
高附加值化		
新規就農の促進		
その他 []		

別紙:近い将来農地の出し手となる者の農地

若い将来農地の 出し手となる者 (氏名)	耕地地番	地目	地名、地番、大字、 字、集落番号	貸付等の区分(m ²)			貸付等の 予定年度	農地中間管理 機構への貸付 を予定
				貸付	作業委託	売渡		

【記載上の注意】

※「5. 近い将来農地の出し手となる者」ごとに記載します。

※ 国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。

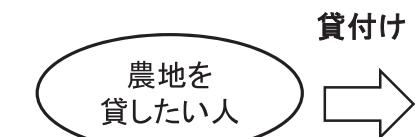
※ 農地利用図の添付は必須ではありません。

Ⅱ 農地中間管理機構

農地中間管理機構は「信頼できる農地の中間的受け皿」です。
機構を活用すれば、人・農地プランを作成・実行しやすくなります。

1 農地中間管理機構の仕組

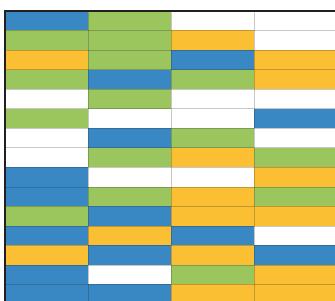
機構はこのような仕組です



都道府県
農地中間管理機構
(都道府県の第3セクター)



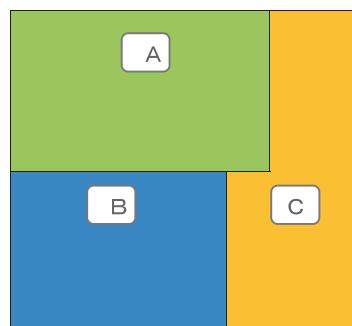
公的機関だから
安心して貸せます。
機構に貸し付けた人に
協力金が交付されます。



必要なら大区画化等の
条件整備も行います。

まとまった使いやすい
農地が借りられます。

農地の集積・集約化



2 農地中間管理機構の活用

機構はこのようなときに使えます

リタイアするので農地を貸したいな！ と思ったら・・・

→ 機構に農地を貸して下さい。お借りした農地は機構が扱い手に転貸します。

利用権を交換して分散した農地をまとめたいな！ と思ったら・・・

→ 関係者がそろって機構に農地を貸して下さい。機構が扱い手の使いやすい形にまとめて転貸します。

新規就農するので農地を借りたいな！ と思ったら・・・

→ 機構から農地を借りられます。機構の借り手の公募に応募して下さい。

地域ぐるみで活用しましょう

- ・ 「人・農地プラン」の話し合いの中で機構を活用し、地域内の農地利用の再編を進めましょう！
- ・ 地域で機構にまとまった農地を貸し付けると、地域に協力金が交付されます。

詳細はP. 10へ

農地を貸したい人は・・・

- 貸付希望者は、機構(又はその委託先の市町村等)に相談して下さい。
- 貸付期間や賃料等の諸条件は機構と協議します。
- 機構に10年以上の期間貸し付ける場合には、一定の要件を満たせば、出し手の方に経営転換協力金又は耕作者集積協力金が支払われます。

詳細はP. 10へ
- 機構に地域でまとめて貸す場合、地域に対して地域集積協力金が支払われます。

詳細はP. 10へ
- 市町村において、農用地利用集積計画が作成されると、契約書の作成・農地法の許可は不要です。

農地を借りたい人は・・・

- 借受希望者は、機構が行う借り手の公募に応募して下さい。応募して頂かないと機構から農地を借りられません。
- 公募の際に、借り受けを希望する農地の具体的な条件等もお聞きします。
- 公募は、定期的に募集期間を定めてインターネット等の利用により行います。
- 公募に応じた方については、リストを整理し公表します。
- 貸付期間や賃料等の諸条件は機構と協議します。
- 機構において、農用地利用配分計画が作成されるので、契約書の作成・農地法の許可は不要です。

遊休農地対策を強化しました

- 農業委員会が、遊休農地の所有者等に農地中間管理機構に貸す意向があるか等、意向調査を実施します。
- 所有者等が表明した意向どおり取組を行わない場合、最終的に都道府県知事の裁定により、機構が農地中間管理権を取得し、担い手に貸し付けます。
- 所有者の所在や連絡場所がわからない遊休農地は、公示を行い公示期間(6ヶ月以内)に所有者からの申出がない場合には、知事の裁定により、機構が農地中間管理権を取得し、担い手に貸し付けます。

III メリット措置

1 農地中間管理機構への出し手に対する支援（機構集積協力金）

(1) 地域に対する支援（地域集積協力金）

地域における話し合い（人・農地プラン）により、地域で機構にまとまつた農地を貸し付けた場合、当該地域に対し、地域集積協力金を支払います。

※ 「地域」とは、集落・学校区など、実際の話し合いの単位となった外縁が明確になっている同一市町村内の区域をいいます。

※ 農地中間管理機構への貸付けは、原則として10年以上です。

地域集積協力金

[機構への貸付割合] [交付単価]

2割超5割以下 : 2.0万円／10a

5割超8割以下 : 2.8万円／10a

8割超 : 3.6万円／10a

※ 平成27年度までの交付単価です。

[協力金の使途]

地域が都道府県、市町村と相談の上、
地域農業の発展に資すると考えられる
方法で自由に使用することができます。

例えば、24haの地域で一度に20ha(8割超)が機構へ貸し付けられると、地域に720万円が交付されます。

(2) 個々の出し手に対する支援（経営転換協力金・耕作者集積協力金）

機構に農地を10年以上貸し付けた個々の出し手の皆さんを支援します。

経営転換協力金

[貸付等を行う面積] [交付単価]

0.5ha以下 : 30万円／戸

0.5ha超2.0ha以下 : 50万円／戸

2.0ha超 : 70万円／戸

[交付対象者]

機構へ自作地を貸し付けた農業者等

- ① 農業部門の減少により経営転換する農業者
- ② リタイアする農業者
- ③ 農地の相続人

耕作者集積協力金

[交付単価]

2万円／10a

※ 平成27年度までの交付単価です。

[交付対象者]

機構の借受農地に隣接する農地又は面的集積要件を
満たす原則2筆以上の農地（交付対象農地）の機構
への貸し付けに協力した農業者

※ 経営転換協力金については、機構を介さず集落営農組織との間で特定農作業委託契約を10年以上
締結した場合も対象となります。

※ 「1. 地域に対する支援」と「2. 個々の出し手に対する支援」の両方の要件を満たした農地については、
地域と個々の出し手がそれぞれ交付を受けることができます。

2 新規就農者への支援（青年就農給付金（経営開始型））

中心経営体として位置づけられた新規就農者や、農地中間管理機構から農地を借りた新規就農者を対象とする施策

支援措置

農業を始めて間もない時期に、給付金を給付

給付対象者

市町村の「人・農地プラン」に位置付けられた方(見込みも可)または農地中間管理機構から農地を借りた方で、原則45歳未満で独立・自営就農する方

給付額

150万円／年(最長5年間)

申請先

市町村

- ※ 親からの経営継承(親元就農から5年以内)や、親の経営から独立した部門経営を行う場合も対象になります。
- ※ 農地が親族からの貸借が主の場合でも対象になります(給付期間中に所有権移転することが必要です)。
- ※ 市町村における農業経営基盤強化促進基本構想の策定以降に申請する場合は、認定新規就農者(*)であることが必要です。

* 「認定新規就農者」とは？

→ 新たに農業経営を営もうとする青年等であって、自らの農業経営の目標などを記した「青年等就農計画」を作成し市町村の認定を受けた方のことです。

その他の新規就農支援策

※こちらは、人・農地プラン、農地中間管理機構と関係なく利用できます。

○青年就農給付金(準備型)

道府県農業大学校や都道府県が指定する農家・農業法人等で研修を受ける方で、研修後原則45歳未満で就農する方に対し、研修中に給付金を給付します。【給付額: 150万円／年(最長2年間)】

○青年等就農資金(無利子融資)

認定新規就農者に対し、農業経営の開始のために必要な機械、施設の取得等のための資金について、無利子貸付を行います。【貸付限度額: 3,700万円】

○農の雇用事業(農業法人等への支援)

農業法人等が新規就農者等を雇用して実施する研修を支援します。
【助成額: 最大120万円／年／人 (最長2年間または4年間)】

3 認定農業者など地域の中心となる経営体の皆様への支援

(1) 金融支援（スーパーL資金）

中心経営体として位置づけられている認定農業者や、農地地中間管理機構から農地を借り受けている認定農業者は、スーパーL資金が貸付当初5年間、実質無利子になります。

支援措置

スーパーL資金の貸付当初5年間実質無利子化

貸付対象者

人・農地プランの中心経営体となる認定農業者、または、農地中間管理機構から農地を借り受けている認定農業者(*)

主な用途

農地取得を含む施設整備、長期運転資金等

償還期限

25年以内(うち据置期間10年以内)

貸付限度額

個人：3億円(複数部門経営等は6億円)
法人：10億円(常時従事者数に応じ20億円まで)

取扱金融機関

(株)日本政策金融公庫
沖縄振興開発金融公庫

*「認定農業者」とは？

→ 認定農業者制度は、農業者が自らの農業の5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、その計画を市町村が認定する制度です。

(2) 農業用機械等の導入支援（経営体育成支援事業）

人・農地プランの中心経営体や、農地中間管理機構から農地を借り受けている方の農業用機械や施設の導入を支援します。

支援措置

融資を活用して農業用機械等を導入する際、融資残について補助金を交付

補助率

事業費の3／10上限

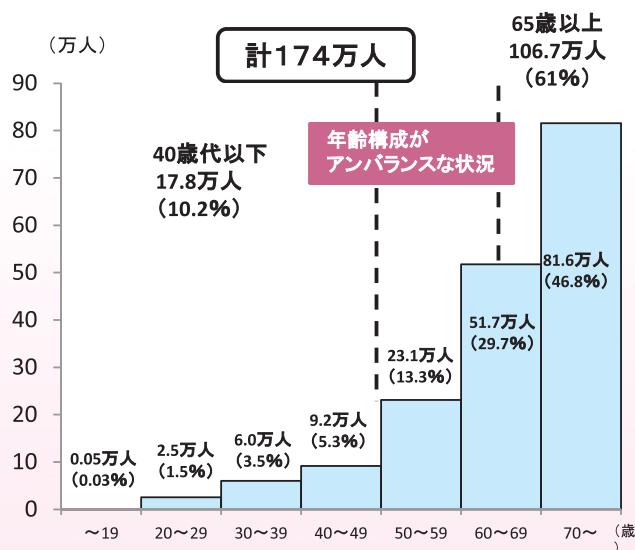
支援対象者

人・農地プランの中心経営体、または、農地中間管理機構から農地を借り受けている方

申請先

市町村

年齢階層別の基幹的農業従事者数(H25)

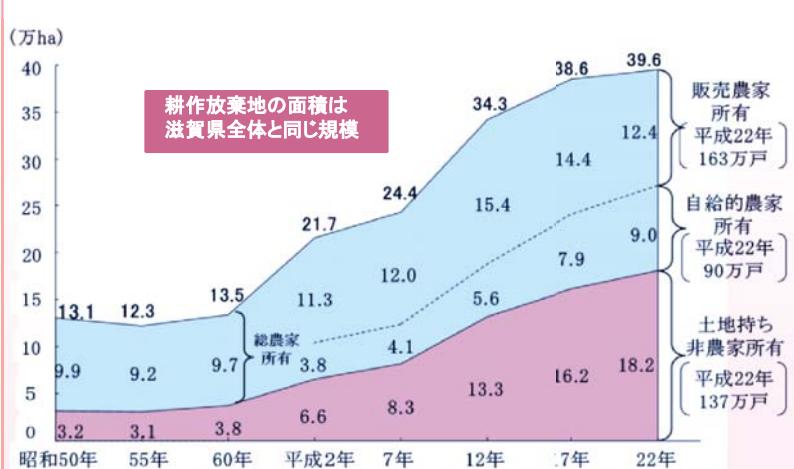


資料:農林水産省「農業構造動態調査(概数)」(組替集計)

定義:「基幹的農業従事者」とは、農業就業人口のうち、普段仕事として主に農業に従事している者をいう。

- 65歳以上が61%、40歳代以下は10%という著しくアンバランスな状況となっています。(H25年)

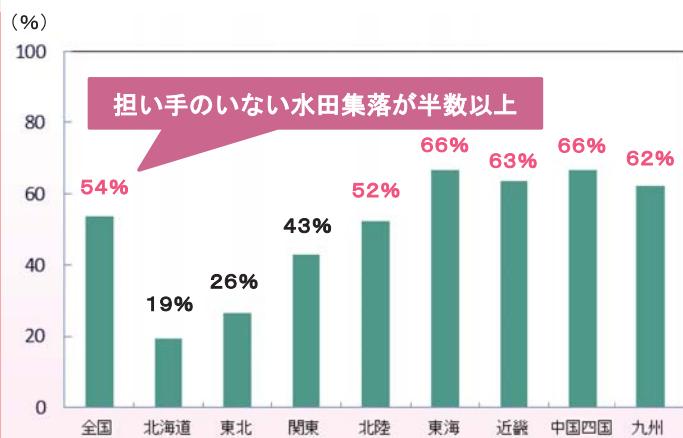
耕作放棄地の動向



資料:農林水産省「農林業センサス」により作成。

- 耕作放棄地面積は、高齢者のリタイア等に伴い、急激に拡大しています。
- 特に、土地持ち非農家の所有する農地の耕作放棄地が急増しており、全体の半分となっています。
- 相続は農地法の権利移動許可の対象外となっており、今後、耕作放棄地の拡大の可能性が高い状況です。

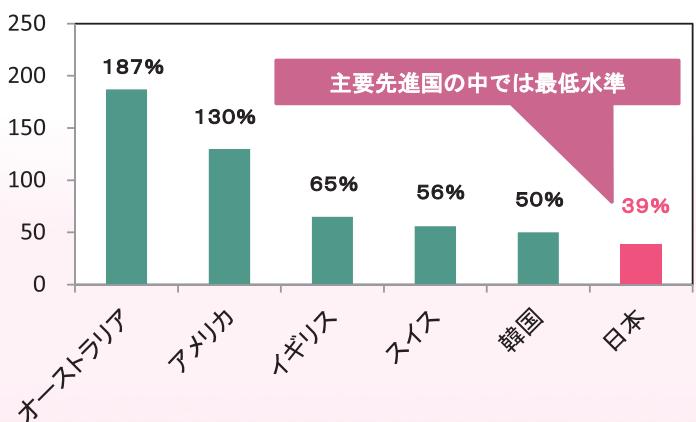
農業を主とする担い手のいない水田集落



資料:農林水産省「2010年農林業センサス」(組替集計)

- 全国で担い手がいない水田集落が半数以上を占めており、そういった担い手のいない集落・地域では5~10年後には生産力が急激に落ちることが懸念されています。

主要先進国の中の自給率



資料:農林水産省「食料需給表」

注:数値は2009年(日本は2012年度)

- 日本の食料自給率は現在39%(カロリーベース)、この数字は主要先進国の中でも最低の水準です。いま私たちが食べている食物の約6割は海外からの輸入に頼っています。

問合せ先一覧

お困りのことがありましたら、いつでもご相談して下さい。

農地中間管理機構・農地集積支援

農地中間管理機構ホットライン

電話　：（直）03-6744-2151

（受付時間：平日 9:30～17:00）

E-mail : kikou@nm.maff.go.jp

（担当：経営局農地政策課）

本省	人・農地プラン	経営局 経営政策課	（直）03-6744-0577
	新規就農者支援・経営体育成支援事業	経営局 就農・女性課	（直）03-3501-1962
	金融支援	経営局 金融調整課	（直）03-6744-2165
北海道農政事務所 (北海道)	人・農地プラン	農政推進部 経営・事業支援課	（直）011-642-5479
	農地中間管理機構・農地集積支援		
	新規就農者支援・経営体育成支援事業 ・金融支援		
東北農政局 (青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島)	人・農地プラン 農地中間管理機構・農地集積支援	経営・事業支援部 農地政策推進課	（直）022-221-6237
	新規就農者支援・経営体育成支援事業 ・金融支援	経営・事業支援部 経営支援課	（直）022-221-6217
	人・農地プラン	経営・事業支援部 担い手育成課	（直）048-740-0384
関東農政局 (茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・長野・静岡)	農地中間管理機構・農地集積支援	経営・事業支援部 農地政策推進課	（直）048-740-0144
	新規就農者支援・経営体育成支援事業 ・金融支援	経営・事業支援部 経営支援課	（直）048-740-0394
	人・農地プラン	経営・事業支援部 担い手育成課	（直）076-232-4318
北陸農政局 (新潟・富山・石川・福井)	農地中間管理機構・農地集積支援	経営・事業支援部 農地政策推進課	（直）076-232-4319
	新規就農者支援・経営体育成支援事業 ・金融支援	経営・事業支援部 経営支援課	（直）076-232-4238
	人・農地プラン	経営・事業支援部 担い手育成課	（直）052-715-5191
東海農政局 (岐阜・愛知・三重)	農地中間管理機構・農地集積支援	経営・事業支援部 農地政策推進課	（直）052-223-4627
	新規就農者支援・経営体育成支援事業 ・金融支援	経営・事業支援部 経営支援課	（直）052-223-4620
	人・農地プラン	経営・事業支援部 担い手育成課	（直）075-414-9017
近畿農政局 (滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山)	農地中間管理機構・農地集積支援	経営・事業支援部 農地政策推進課	（直）075-414-9013
	新規就農者支援・経営体育成支援事業 ・金融支援	経営・事業支援部 経営支援課	（直）075-414-9055
	人・農地プラン	経営・事業支援部 担い手育成課	（直）086-224-9414
中国四国農政局 (鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知)	農地中間管理機構・農地集積支援	経営・事業支援部 農地政策推進課	（直）086-224-9407
	新規就農者支援・経営体育成支援事業 ・金融支援	経営・事業支援部 経営支援課	（直）086-224-8842
	人・農地プラン	経営・事業支援部 担い手育成課	（直）096-211-9111
九州農政局 (福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島)	農地中間管理機構・農地集積支援	経営・事業支援部 農地政策推進課	（直）096-211-9371
	新規就農者支援・経営体育成支援事業 ・金融支援	経営・事業支援部 経営支援課	（直）096-211-9595
	人・農地プラン	農林水産部 経営課	（直）098-866-1628
内閣府 沖縄総合事務局 (沖縄)	農地中間管理機構・農地集積支援		
	新規就農者支援・経営体育成支援事業 ・金融支援		

詳しい情報は、ホームページでご覧になれます。

農水省 人・農地問題

検索